

平成十八年十一月二日受領
答弁第一二二一号

内閣衆質一六五第一二二号

平成十八年十一月二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島への日本国民の渡航に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島への日本国民の渡航に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

政府は、閣議了解において、我が国国民の北方領土への入域は、日露間の枠組みの下での墓参、四島交流及び自由訪問のみとし、これら以外の北方領土への入域については、北方領土問題の解決までの間、これを行わないよう、国民の理解と協力を要請してきている。

三及び四について

お尋ねの閣議了解は存在しないが、政府としては、我が国国民が大韓民国の出入国手続に従って、同国が不法占拠を続けている竹島に入域することは好ましくないと立場から、そのような入域を行わないよう、国民の理解と協力を要請してきている。

五について

政府としては、それぞれの領土問題をめぐる経緯及び状況等を踏まえた対応をとっている。